

被害者支援員 養成講座受講生（第17期生）募集

犯罪の被害に遭うことで、被害者及びその家族は、入院・病院での付添い、介護・生活費の工面、警察・裁判への対応、転居その他多くの予期せぬ様々な困難などに直面します。

長崎犯罪被害者支援センターでは、被害者等がその対応能力を超える課題への対処を支援し、被害の及ぼす影響を最小限にとどめ、その克服を促すため、電話相談、面接相談及び直接支援などを積極的に行なっています。そこで、犯罪被害相談員、直接支援員等とともに電話相談や面接相談に従事される方、また、広報啓発活動に参加して頂ける方を募集します。

1 目的	犯罪被害者支援への知識及び電話相談技術を習得し、支援活動を推進していく人材（ボランティア）の育成を目的とする。		
2 活動内容	(1) 相談業務従事（電話・面接相談、直接支援補助） (2) 広報啓発活動等従事（街頭キャンペーン活動参加、機関誌発送等）		
3 資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢20歳以上で健康である方 ・ 被害者の支援に関心があり、ボランティア活動に意欲と理解のある方 ・ 電話相談等に支援ボランティアとして平日3時間程度（月1回以上）従事し、また、広報啓発活動等に参加可能な方 ・ 継続研修会や外部研修会に出席可能な方 		
4 応募方法等	募集期間	平成30年4月9日 ～同年5月18日	募集人員 10名程度
	履歴書	1通、写真1枚（写真は顔がわかるスナップ写真で可）	
	課題	テーマ「志望動機並びに犯罪被害者支援について思うこと」 ※ 400字程度（書式不問）を作成し郵送	
	送付先	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町3番1号 県交通産業ビル4階 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター 事務局	
5 事前審査	5月末に第1次審査（書類）を行ない、受講生を決定次第個々に連絡します。		
6 講座	(1) 講座期間	平成30年6月から同年11月までの間 (月2回：原則として第2・第4土曜日 13時～16時)	
	(2) 開催場所	長崎犯罪被害者支援センター研修室	
	(3) 講座内容	法律、社会福祉、精神・心理、行政・民間団体による被害者支援、電話・面接相談技術とロールプレイ ほか	
	(4) 受講料	無料	
7 修了書等交付など	講座課程は初級、中級、上級とし、初級・中級講座修了者には修了書を、更に上級講座修了者には被害者支援員としての委嘱状を交付します。		
8 問合せ先	長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター		
	電話 095-820-4978		
	土・日曜、祝日を除く午前9時30分から午後5時までの間 なお、来所する場合は駐車場はありませんのでご了承下さい。		

※ 提出された履歴書、課題（作文）は、お返しできませんので予めご了承下さい。